

ここに紹介する2018年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したものである。(末尾の△印は自主返還の対象となった指摘、*印は2件以上を示す)

I. 診療内容等に関する事項

3. 医学管理等

(3) 歯科特定疾患療養管理料

① 算定要件を満たしていない歯科特定疾患療養管理料を算定している例が認められたので改めること。

ア 症状及び管理内容の要点を診療録に記載していない。△

(4) 歯科治療時医療管理料

① 算定要件を満たしていない歯科治療時医療管理料を算定している例が認められたので改めること。

ア 歯科治療時における患者の全身状態の変化等を把握するため、患者の血圧、脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度を経時的に監視し必要な医療管理を行うべきであるにもかかわらず、患者の経皮的動脈血酸素飽和度の経時的な監視を行っていない。△

(5) 歯科治療総合医療管理料(I)

① 歯科治療総合医療管理料(I)において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録に記載すべき管理内容について、記載が不十分だった。

(6) 歯科治療総合医療管理料(II)

① 歯科治療総合医療管理料(II)において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録に記載すべき管理内容について、記載が不十分であった。

(7) 診療情報提供料(I)

① 診療情報提供料(I)において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 交付した文書の写しを診療録に添付していなかった。△

(8) 新製有床義歯管理料

① 新製有床義歯管理料において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 情報提供文書に指導内容の要点についての記載が不十分であった。*
イ 情報提供文書に欠損の状態及び指導内容の要点について、記載が不十分であった。

② 情報提供文書に記載すべき内容(指導内容等の要点)について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

③ 情報提供文書に記載すべき内容(保険医療機関名、担当歯科医師の氏名)について、記載がない例が認められた

2018年度 個別指導指摘事項 ②

歯科

ので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

④ 情報提供文書に記載すべき内容(欠損の状態)について、記載が誤っている例が認められたので、適切に記載すること。

4. 在宅医療

(1) 歯科訪問診療料

① 保険医療機関の所在地と訪問先の所在地との距離が16kmを超えていたものに対して、誤って歯科訪問診療料及びその他の特掲診療料を算定している例が認められたので改めること。△
② 診療録に記載する実施時刻について、画一的に記載している例が認められたので、実際に診療に要した時間を正確に記載すること。

③ 歯科訪問診療1において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 実施時刻(開始時刻と終了時刻)を診療録に誤って記載していた。△
イ 訪問診療の計画の内容が具体性を欠く例が認められたので適切な訪問診療の計画を策定すること。

ウ 訪問診療の計画の要点について診療録の記載が画一的であり不十分であった。

エ 訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない又は当該計画書の写しを診療録に添付していなかった。△

オ 訪問診療の計画の要点を診療録に記載していなかった。△

カ 実施時刻(開始時刻と終了時刻)を診療録に誤って記載していた。△
キ 診療録の実施時刻(開始時刻と終了時刻)の記載が画一的な例が認められたので適切に記載すること。

④ 歯科訪問診療2において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない又は当該計画書の写しを診療録に添付していなかった。

⑤ 歯科訪問診療3において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない又は当該計画書の写しを診療録に添付していなかった。△

(2) 歯科疾患在宅療養管理料

① 歯科疾患在宅療養管理料において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 患者の継続的な管理に必要な事項について診療録の記載が不十分で

あった。

イ 歯科衛生士を配置しておらず、在宅療養支援歯科診療所の施設基準を満たしていないにもかかわらず、「1 在宅療養支援歯科診療所の場合」を算定していた。△

(3) 歯科疾患在宅療養管理料

① 歯科疾患在宅療養管理料の管理計画において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 全身の状態について診療録の記載が不十分であった。

イ 口腔内の状態について診療録の記載が不十分であった。

ウ 管理方法の概要について診療録の記載が不十分であった。

エ 必要に応じて実施した検査結果の要点について診療録の記載が不十分であった。

(4) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

① 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 居宅療養管理指導費を算定しているにもかかわらず、算定していた。△

5. 検査

(1) 歯周病検査

① 歯周基本検査において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯の動揺度の結果を診療録に記載又は結果が分かる記録を診療録に添付していなかった。*△

イ 検査結果について、診療録への記載が不備だった。

② 算定要件を満たしていない歯周基本検査を算定している例が認められたので改めること。

ア 必要な検査のうち歯の動揺度の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。△

イ 必要な検査のうち、プラークチャートを用いたプラークの付着状況の結果を診療録に記載又は検査結果が分かる記録を診療録に添付していない。△

ウ 混合歯列期の患者について特に必要性が認められないにもかかわらず歯周基本検査を算定している。△

③ 混合歯列期歯周病検査において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 混合歯列期歯周病検査の実施に

際しては、歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認すること。*

イ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更内容の記載が不十分であった。

(2) 歯冠補綴時色調採得検査

① 歯冠補綴時色調採得検査において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 同一画像内に色調見本が撮影されていなかった。△

② 色調比較可能な天然歯がない場合に、算定できない歯冠補綴時色調採得検査を誤って算定している例が認められたので改めること。△

6. 画像診断

(1) 画像診断に係る一連の費用

① 歯科エックス線撮影において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 治療に必要な部位が撮影されていない。△

② レントゲン撮影にあたっては、その必要性を十分考慮すること。

(2) 診断料

① 歯科エックス線撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容(写真診断に係る必要な所見)について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。*

② 歯科エックス線撮影において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっていた。△

(3) 歯科エックス線撮影

① 歯科エックス線撮影において、以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 撮影した部位の画像が不鮮明な例が認められたので、鮮明な画像の確保に努めること。

イ 所見について診療録の記載が不十分であった。△

ウ 診療録に記載している写真診断に係る必要な所見が実態と異なっていた。△

エ 診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載が不十分だった。*

オ 撮影した画像を電子化して保存した磁気媒体を保存期間(3年)内に紛失していた。*

カ 診療録に記載すべき写真診断に係る必要な所見について、記載が不十分だった。

キ 1枚の画像を誤って2枚で算定していた。△

(4) 歯科パノラマ断層撮影